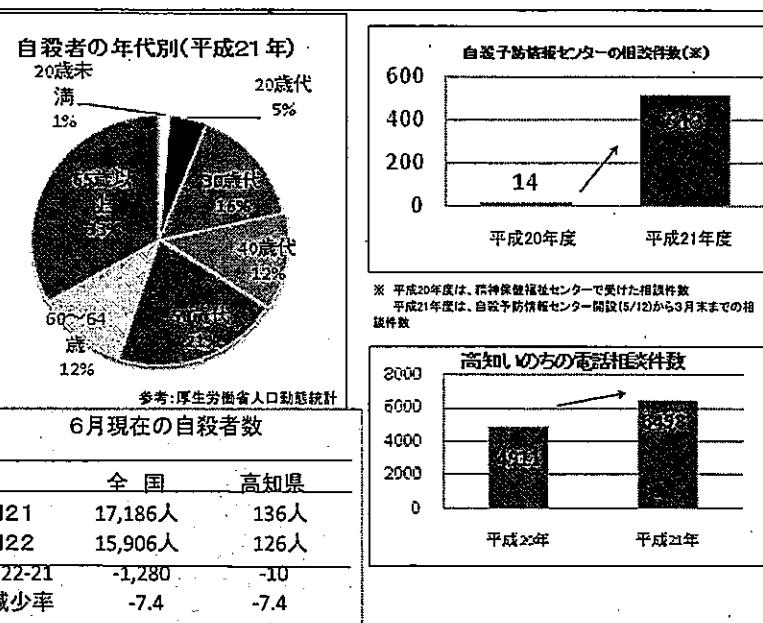
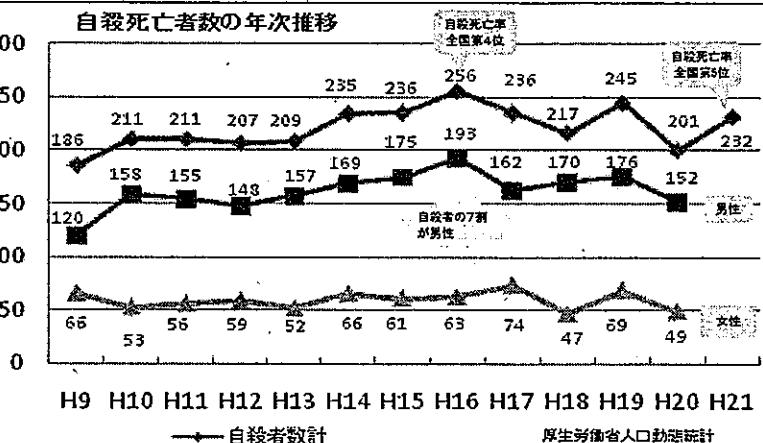


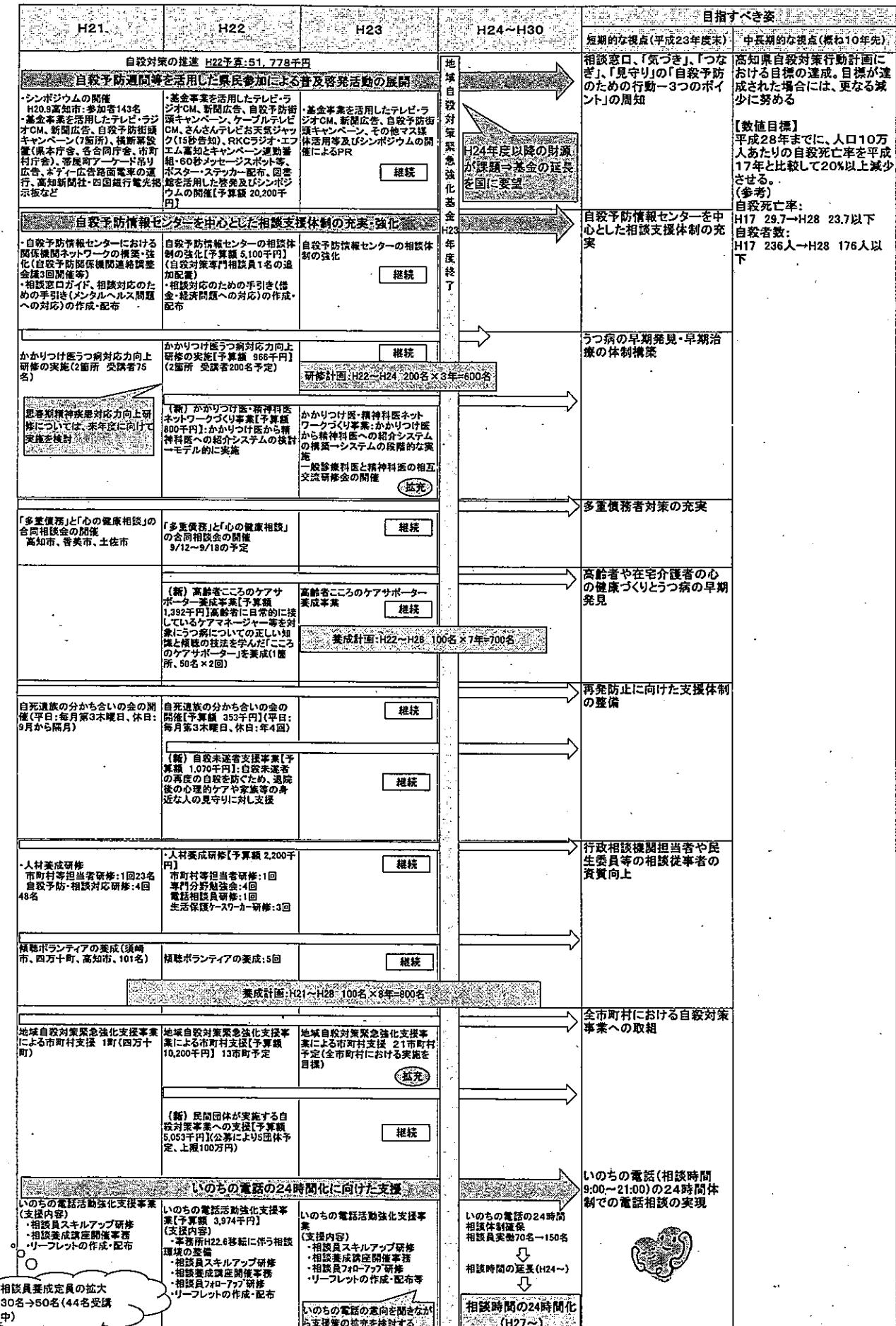
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:障害保健福祉課】

予算体系項目		現状	これまでの取組
事業名		(今まで何に取り組んできたか)	
1 ともに支え合う地域づくり		■県内の自殺者数は、平成10年以降200人を超えて推移しており、人口10万人あたりの自殺死亡率では、全国的にも高い水準にある。	
2 こころの健康対策の推進		<p>(1)自殺・ひきこもり対策 自殺対策費 自殺対策緊急強化事業費 自殺対策緊急強化基金積立金</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自殺者の年齢別では、50歳代及び60歳代が49人で最も多く、次いで30歳代が36人で続いている。 ■自殺の主な原因は、①健康問題(37.7%)②経済・生活問題(21.7%)③家庭問題(16.1%)で、特に健康問題ではうつ病によるもののが最も多く、全件数の15.6%、次いで、経済生活問題では負債によるものが全件数の10.3%となっている。 ■高知いのちの電話の相談件数は、平成20年4,911件に対し、平成21年6,498件と大幅に増加している。 	
3 県民の健康づくり		<p>■県内の自殺者数は、平成21年の状況(人口動態統計) 自殺者数:232人 前年比31人増 自殺死亡率:30.4(全国第5位)</p> <p>■平成21年の状況(警察庁公表) 自殺者数:261人 前年比38人増</p> <p>■精神保健福祉センターにおける自殺に関連した相談件数は、平成19年度電話3件、面接2件の合計7件、平成20年度電話1件、面接3件の合計14件 ■平成21年5月12日に開設した自殺予防情報センターの平成21年度の相談件数は、電話484件、来所29件の合計513件</p> <p>(平成22年度)予算額45,242千円 自殺予防週間、自殺対策強化月間を中心とする普及啓発事業(H22.8~H23.7) ・テレビCM(5/10~7/31) ・ラジオCM</p> <p>●県自殺予防情報センターの平成22年度5月末時点での相談件数は、電話172件、来所8件の合計180件</p>	

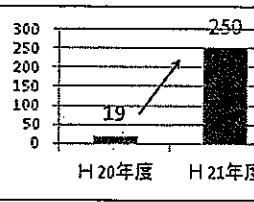
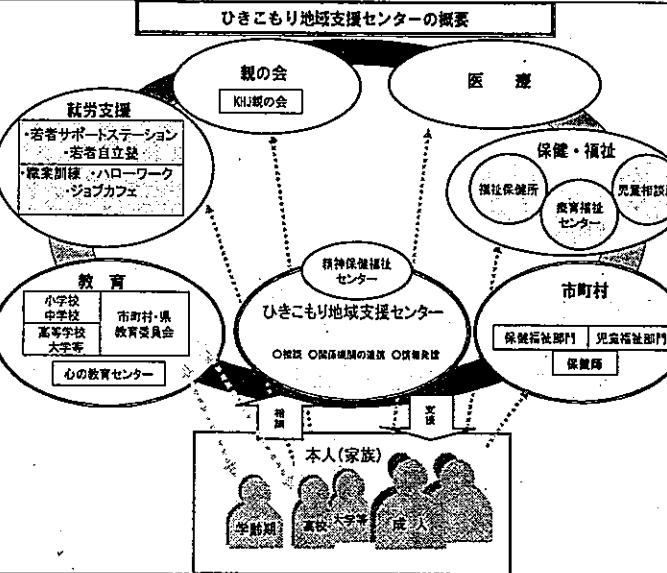


課題	これまでの取組	これからの対策	対象者
区分	年齢		
○自殺や精神疾患に対する正しい理解の促進	○基金事業等を活用した普及啓発の促進	○自殺は個人の自由な意思や選択の結果である等の誤った認識や、精神疾患に対する偏見	精神障害者等
○自殺は個人の自由な意思や選択の結果である等の誤った認識や、精神疾患に対する偏見	○相談支援体制の充実・強化	○うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり	全年齢
○自殺の大きな要因となる、うつ病対策と生業や倒産、多重債務の社会的要因に対する取り組みの充実とともに、年代に応じた対策が必要	○多窓債務の相談機関との連携した取組	○高齢者と在宅介護者に対する支援	
○自殺未遂者及び自死遺族に対する支援	○市町村等の行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者による研修の実施	○市町村及び民間団体における自殺対策の実施が不十分	
○市町村等の行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者による研修の実施	○いのちの電話の24時間体制確保に向けた相談員の養成が必要	○いのちの電話の相談員養成の支援	
○市町村及び民間団体における自殺対策の実施が不十分	○いのちの電話の24時間化に向けた相談員の拡大	○いのちの電話の意向を聞きながら支援策の検討する	
○いのちの電話の相談員養成の支援	○相談員養成定員の拡大30名→50名(44名受講中)		



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手(悪しかった、うまくなかった)、なぜ悪かったのか)	これからの対策 (今後何をやるか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿			
							H21	H22	H23	H24～H30
ひきこもり自立支援対策費	■若年無業者(ニート) 数：約3,200人(平成17年国勢調査)出現率は全国第2位 平成20年度に病気や経済的な理由以外で学校を30日以上欠席した不登校の県内小中学生徒数：小学生184人中学生664人 平成20年度県内公立高校の不登校生徒数：高校生213人	■ひきこもり地域支援センターの開設(H21.5～) ・ひきこもり支援者連絡会議の開催(H21.6～) ・ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会(H21.11～) ・家族サロンの開催(H21.12～毎週火曜日のPM) ・青年期の集いの開催(H21.12～毎月第1、3金曜日の午後) ・若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(毎月1回) ・カード型リーフレット及び思春期精神保健ガイドブックの作成・配布(H21年度)	■ひきこもり地域支援センターの平成22年度5月末時点での相談件数は、電話19件、来所28件の合計47件	○「ひきこもり」は、様々な要因から生じるものであり、保健福祉・医療・教育・就労などの各関係機関が連携して取組む必要があるが、支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。	○ひきこもり地域支援センターにおいて、相談内容に応じた適切な支援を行うことができるよう連絡会議を定期的に開催し、ネットワークの構築・強化を図る。 特に、教育委員会との連携を図る。	精神障害者等 全年齢	ひきこもり地域支援センターの開設(H21.5～)	ひきこもり自立支援対策費 H22予算：6,074千円		
	■精神保健福祉センターにおけるひきこもりに関する相談件数は、平成19年度電話5件、面接9件の合計14件、平成20年度電話7件、面接12件の合計19件	■ひきこもり地域支援センターの相談件数  注) 1. H20年度は精神保健福祉センターで受けた件数 2. H21年度は5月12日～3月31日の件数	○専門的な支援ができる人材が不足している。	○市町村の保健師をはじめ各種相談機関を対象に相談機能を向上させるための研修会を実施し、人材養成を行う。 ○個別支援(アウトリーチ)の充実	・ひきこもり支援者連絡会議の開催(3回) ・若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(10回)	・ひきこもり支援者連絡会議の開催(3回予定) ・若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(10回予定)	継続			
	■平成21年5月12日に開設したひきこもり地域支援センターの平成21年度の相談件数は、電話149件、来所101件の合計250件	■ひきこもりの背景には、うつ病、発達障害、不登校などの様々な要因があるため、「ひきこもり」問題に悩んでいる本人及び家族への援助は難しく、社会的な課題となっている。	○本人や家族の社会参加につながる居場所が不足している。	○ひきこもり地域支援センターや各領域におけるひきこもり本人及び家族の「居場所づくり」を行う。	市町村の保健師等の職員に対する人材養成研修の実施	市町村の全ての保健師、PSW、地域活動支援センター等に対する人材養成研修の実施				
	■ひきこもり地域支援センターの概要 	○ひきこもりに関する正しい理解や必要な情報が不足している。	○ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発や相談機関の周知を図る。	・「家族サロン」の開催 ・「青年の集い」の開設(H21.4～毎週火曜日のPM) ・「市町村の保健師等の職員に対する人材養成研修会の実施」 ・(新)ひきこもり本人の居場所の環境の整備(「青年の集い」での活動:料理、室内スポーツなど) ・地域におけるひきこもり本人及び家族の「居場所づくり」の検討(例えば、地域活動支援センターの活用等)	・「家族サロン」の開催 ・「青年の集い」の開設(H21.4～毎週火曜日のPM) ・「市町村の保健師等の職員に対する人材養成研修会の実施」 ・(新)ひきこもり本人の居場所の環境の整備(「青年の集い」での活動:料理、室内スポーツなど) ・地域におけるひきこもり本人及び家族の「居場所づくり」の検討(例えば、地域活動支援センターの活用等)	継続				
	○ひきこもり専門の診療科が県内にない。	○ひきこもり専門外来の確保	○ひきこもり専門外来の確保	・相談機関リーフレットの作成・配布(H22.6) ・ひきこもり支援ガイドブックの作成・配布(H22.9予定)	・相談機関リーフレットの作成・配布(H22.6) ・ひきこもり支援ガイドブックの作成・配布(H22.9予定)	継続				
			(参考)H21.7「子ども・若者育成支援推進法」の公布	・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(4回予定) 対象者：当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者	・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(4回予定) 対象者：当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者	継続				
				・ひきこもり専門外来について高知医療センター精神科病棟の児童思春期の検討会で検討を進める。	・ひきこもり専門外来について高知医療センター精神科病棟の児童思春期の検討会で検討を進める。	継続				
				H22初め「子ども・若者育成支援推進法」の施行 H22年内「子ども・若者育成支援大綱」の制定予定 → 県・市町村の「子ども・若者計画」の策定予定(努力義務)	H22初め「子ども・若者育成支援推進法」の施行 H22年内「子ども・若者育成支援大綱」の制定予定 → 県・市町村の「子ども・若者計画」の策定予定(努力義務)					

※事業の対象者がある場合には、その対象となる区分(○○障害者、乳幼児等)や対象年齢を記入してください。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くまわなかったのか)	これからの対策 (今までなぜ上手くまわなかったのか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿			
						H21	H22	H23	H24～H30
(高知医療センター 精神科病棟整備)	<p>1. 設置場所 高知医療センター本館西側「野鳥の森」敷地</p> <p>2. 病床規模 病床数 44床 ○成人30床 ○児童・思春期 14床 1階：外来、院内学級等 2階：病棟 3階：屋上広場</p> <p>3. 延床面積 2,461.04m² ○1階 = 938.02m² ○2階 = 1467.82m² ○屋上階 = 55.2m² (屋上広場400m²)</p> <p>4. 建築単価 329千円/m² ■耐震構造</p> <p>5. 本体建築費 809百万円</p> <p>※地域医療再生臨時特例交付金からの補助 50百万円</p>	<p>1 H19年度 ●H20.3【第5期高知県保健医療計画】芸陽病院の建替えを機に、中央圏域への設置も含めて検討を進める。 ●H20.3【三陽病院のあり方検討委員会】新たな県立病院は、中央圏域への設置が望ましい。 2月議会：芸陽病院移転反対の請願採択「芸陽病院の移転を取りやめ、安芸に存続させること」</p> <p>2 H20年度 ●H20.6 文化厚生委員会：中央圏域・安芸圏域の両方に病棟設置、中央圏域は医療センターに精神科病棟設置を提案→企業団に正式に病棟設置要請</p> <p>●H20.12 企業団から病棟設置要請について回答：「病棟の建設費及び運営にかかる収支不足について、病院企業団として最大限の企業努力はするが、それでもなお不足する額については、高知県において全額負担することが条件」</p> <p>●2月議会：精神科病棟整備基本設計補助金予算計上 補助率10/10</p> <p>3 H21年度 ●基本設計(H21.8.10～H22.3.17) (株)佐藤総合計画 ●医師確保 ① 医師確保 ア 開院前の常勤派遣医師 イ 精神科病棟開院後の医師 専修医1名を含む医師5名 ② 看護師等の確保 (1看護単位) ・看護師28名、医療技術者5名の計画 ・看護師の23年度採用及び研修派遣</p> <p>4 H22年度 ●実施設計(H22.5.10～H23.2.28) (株)佐藤総合計画</p>	<p>1 精神科病棟整備費・運営費負担の協定 精神科病棟に関する費用のうち、病院企業団が最大限の企業努力をしてもなお不足する額(起債の元利償還金及び運営費の不足等)については、県立病院としての位置づけから、全額県が負担することになっている。 このことについて、経費負担のルール化が必要。構成団体である県と市で協議を行い、協議書を交わす。</p> <p>収支見通しの作成</p> <p>2 医療スタッフの確保</p> <p>(1) 医師確保 ア 開院前の常勤派遣医師 イ 精神科病棟開院後の医師 専修医1名を含む医師5名</p> <p>(2) 看護師等の確保 (1看護単位) ・看護師28名、医療技術者5名の計画 ・看護師の23年度採用及び研修派遣</p> <p>企業団・高知大学等との調整</p> <p>3 精神科医療における連携の仕組みづくり ■大学・県立・民間精神科病院等との連携システム ■児童思春期の心療についての医療・保健・福祉・教育のネットワークづくり</p> <p>検討会の立ち上げ</p>	<p>精神障害者等 全年齢</p>	<p>2023.10.1 2024.3.1 2024.6.1 2024.10.1 2025.3.1 2026.3.1 2027.3.1 2028.3.1 2029.3.1 2030.3.1 2031.3.1 2032.3.1 2033.3.1 2034.3.1 2035.3.1 2036.3.1 2037.3.1 2038.3.1 2039.3.1 2040.3.1 2041.3.1 2042.3.1 2043.3.1 2044.3.1 2045.3.1 2046.3.1 2047.3.1 2048.3.1 2049.3.1 2050.3.1 2051.3.1 2052.3.1 2053.3.1 2054.3.1 2055.3.1 2056.3.1 2057.3.1 2058.3.1 2059.3.1 2060.3.1 2061.3.1 2062.3.1 2063.3.1 2064.3.1 2065.3.1 2066.3.1 2067.3.1 2068.3.1 2069.3.1 2070.3.1 2071.3.1 2072.3.1 2073.3.1 2074.3.1 2075.3.1 2076.3.1 2077.3.1 2078.3.1 2079.3.1 2080.3.1 2081.3.1 2082.3.1 2083.3.1 2084.3.1 2085.3.1 2086.3.1 2087.3.1 2088.3.1 2089.3.1 2090.3.1 2091.3.1 2092.3.1 2093.3.1 2094.3.1 2095.3.1 2096.3.1 2097.3.1 2098.3.1 2099.3.1 2100.3.1 2101.3.1 2102.3.1 2103.3.1 2104.3.1 2105.3.1 2106.3.1 2107.3.1 2108.3.1 2109.3.1 2110.3.1 2111.3.1 2112.3.1 2113.3.1 2114.3.1 2115.3.1 2116.3.1 2117.3.1 2118.3.1 2119.3.1 2120.3.1 2121.3.1 2122.3.1 2123.3.1 2124.3.1 2125.3.1 2126.3.1 2127.3.1 2128.3.1 2129.3.1 2130.3.1 2131.3.1 2132.3.1 2133.3.1 2134.3.1 2135.3.1 2136.3.1 2137.3.1 2138.3.1 2139.3.1 2140.3.1 2141.3.1 2142.3.1 2143.3.1 2144.3.1 2145.3.1 2146.3.1 2147.3.1 2148.3.1 2149.3.1 2150.3.1 2151.3.1 2152.3.1 2153.3.1 2154.3.1 2155.3.1 2156.3.1 2157.3.1 2158.3.1 2159.3.1 2160.3.1 2161.3.1 2162.3.1 2163.3.1 2164.3.1 2165.3.1 2166.3.1 2167.3.1 2168.3.1 2169.3.1 2170.3.1 2171.3.1 2172.3.1 2173.3.1 2174.3.1 2175.3.1 2176.3.1 2177.3.1 2178.3.1 2179.3.1 2180.3.1 2181.3.1 2182.3.1 2183.3.1 2184.3.1 2185.3.1 2186.3.1 2187.3.1 2188.3.1 2189.3.1 2190.3.1 2191.3.1 2192.3.1 2193.3.1 2194.3.1 2195.3.1 2196.3.1 2197.3.1 2198.3.1 2199.3.1 2200.3.1 2201.3.1 2202.3.1 2203.3.1 2204.3.1 2205.3.1 2206.3.1 2207.3.1 2208.3.1 2209.3.1 2210.3.1 2211.3.1 2212.3.1 2213.3.1 2214.3.1 2215.3.1 2216.3.1 2217.3.1 2218.3.1 2219.3.1 2220.3.1 2221.3.1 2222.3.1 2223.3.1 2224.3.1 2225.3.1 2226.3.1 2227.3.1 2228.3.1 2229.3.1 2230.3.1 2231.3.1 2232.3.1 2233.3.1 2234.3.1 2235.3.1 2236.3.1 2237.3.1 2238.3.1 2239.3.1 2240.3.1 2241.3.1 2242.3.1 2243.3.1 2244.3.1 2245.3.1 2246.3.1 2247.3.1 2248.3.1 2249.3.1 2250.3.1 2251.3.1 2252.3.1 2253.3.1 2254.3.1 2255.3.1 2256.3.1 2257.3.1 2258.3.1 2259.3.1 2260.3.1 2261.3.1 2262.3.1 2263.3.1 2264.3.1 2265.3.1 2266.3.1 2267.3.1 2268.3.1 2269.3.1 2270.3.1 2271.3.1 2272.3.1 2273.3.1 2274.3.1 2275.3.1 2276.3.1 2277.3.1 2278.3.1 2279.3.1 2280.3.1 2281.3.1 2282.3.1 2283.3.1 2284.3.1 2285.3.1 2286.3.1 2287.3.1 2288.3.1 2289.3.1 2290.3.1 2291.3.1 2292.3.1 2293.3.1 2294.3.1 2295.3.1 2296.3.1 2297.3.1 2298.3.1 2299.3.1 2300.3.1 2301.3.1 2302.3.1 2303.3.1 2304.3.1 2305.3.1 2306.3.1 2307.3.1 2308.3.1 2309.3.1 2310.3.1 2311.3.1 2312.3.1 2313.3.1 2314.3.1 2315.3.1 2316.3.1 2317.3.1 2318.3.1 2319.3.1 2320.3.1 2321.3.1 2322.3.1 2323.3.1 2324.3.1 2325.3.1 2326.3.1 2327.3.1 2328.3.1 2329.3.1 2330.3.1 2331.3.1 2332.3.1 2333.3.1 2334.3.1 2335.3.1 2336.3.1 2337.3.1 2338.3.1 2339.3.1 2340.3.1 2341.3.1 2342.3.1 2343.3.1 2344.3.1 2345.3.1 2346.3.1 2347.3.1 2348.3.1 2349.3.1 2350.3.1 2351.3.1 2352.3.1 2353.3.1 2354.3.1 2355.3.1 2356.3.1 2357.3.1 2358.3.1 2359.3.1 2360.3.1 2361.3.1 2362.3.1 2363.3.1 2364.3.1 2365.3.1 2366.3.1 2367.3.1 2368.3.1 2369.3.1 2370.3.1 2371.3.1 2372.3.1 2373.3.1 2374.3.1 2375.3.1 2376.3.1 2377.3.1 2378.3.1 2379.3.1 2380.3.1 2381.3.1 2382.3.1 2383.3.1 2384.3.1 2385.3.1 2386.3.1 2387.3.1 2388.3.1 2389.3.1 2390.3.1 2391.3.1 2392.3.1 2393.3.1 2394.3.1 2395.3.1 2396.3.1 2397.3.1 2398.3.1 2399.3.1 2400.3.1 2401.3.1 2402.3.1 2403.3.1 2404.3.1 2405.3.1 2406.3.1 2407.3.1 2408.3.1 2409.3.1 2410.3.1 2411.3.1 2412.3.1 2413.3.1 2414.3.1 2415.3.1 2416.3.1 2417.3.1 2418.3.1 2419.3.1 2420.3.1 2421.3.1 2422.3.1 2423.3.1 2424.3.1 2425.3.1 2426.3.1 2427.3.1 2428.3.1 2429.3.1 2430.3.1 2431.3.1 2432.3.1 2433.3.1 2434.3.1 2435.3.1 2436.3.1 2437.3.1 2438.3.1 2439.3.1 2440.3.1 2441.3.1 2442.3.1 2443.3.1 2444.3.1 2445.3.1 2446.3.1 2447.3.1 2448.3.1 2449.3.1 2450.3.1 2451.3.1 2452.3.1 2453.3.1 2454.3.1 2455.3.1 2456.3.1 2457.3.1 2458.3.1 2459.3.1 2460.3.1 2461.3.1 2462.3.1 2463.3.1 2464.3.1 2465.3.1 2466.3.1 2467.3.1 2468.3.1 2469.3.1 2470.3.1 2471.3.1 2472.3.1 2473.3.1 2474.3.1 2475.3.1 2476.3.1 2477.3.1 2478.3.1 2479.3.1 2480.3.1 2481.3.1 2482.3.1 2483.3.1 2484.3.1 2485.3.1 2486.3.1 2487.3.1 2488.3.1 2489.3.1 2490.3.1 2491.3.1 2492.3.1 2493.3.1 2494.3.1 2495.3.1 2496.3.1 2497.3.1 2498.3.1 2499.3.1 2500.3.1 2501.3.1 2502.3.1 2503.3.1 2504.3.1 2505.3.1 2506.3.1 2507.3.1 2508.3.1 2509.3.1 2510.3.1 2511.3.1 2512.3.1 2513.3.1 2514.3.1 2515.3.1 2516.3.1 2517.3.1 2518.3.1 2519.3.1 2520.3.1 2521.3.1 2522.3.1 2523.3.1 2524.3.1 2525.3.1 2526.3.1 2527.3.1 2528.3.1 2529.3.1 2530.3.1 2531.3.1 2532.3.1 2533.3.1 2534.3.1 2535.3.1 2536.3.1 2537.3.1 2538.3.1 2539.3.1 2540.3.1 2541.3.1 2542.3.1 2543.3.1 2544.3.1 2545.3.1 2546.3.1 2547.3.1 2548.3.1 2549.3.1 2550.3.1 2551.3.1 2552.3.1 2553.3.1 2554.3.1 2555.3.1 2556.3.1 2557.3.1 2558.3.1 2559.3.1 2560.3.1 2561.3.1 2562.3.1 2563.3.1 2564.3.1 2565.3.1 2566.3.1 2567.3.1 2568.3.1 2569.3.1 2570.3.1 2571.3.1 2572.3.1 2573.3.1 2574.3.1 2575.3.1 2576.3.1 2577.3.1 2578.3.1 2579.3.1 2580.3.1 2581.3.1 2582.3.1 2583.3.1 2584.3.1 2585.3.1 2586.3.1 2587.3.1 2588.3.1 2589.3.1 2590.3.1 2591.3.1 2592.3.1 2593.3.1 2594.3.1 2595.3.1 2596.3.1 2597.3.1 2598.3.1 2599.3.1 2600.3.1 2601.3.1 2602.3.1 2603.3.1 2604.3.1 2605.3.1 2606.3.</p>				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかつたのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかつたのか)	対象者	これからの対策 区分 年齢	目標すべき姿					
							H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成2 3年度末)	中長期的な視点(概ね 10年先)
III 障害者が生き生きと暮らせる地域づくり	1 身近な地域における障害福祉サービスの確保 (1)地域での自立生活の支援 地域生活支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●サービスが不足している地域(H22.7.1現在) <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設がない地域9町村 <ul style="list-style-type: none"> 東洋町、中芸5町村(奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村)、大川村、大月町、三原村 ・障害者施設が1箇所のみの地域8町村 <ul style="list-style-type: none"> 芸西村、大豊町、本山町、土佐町、日高村、越知町、仁淀川町、津野町 ・市町村役場がある中心部に事業所があるが、周辺部にはないため、身近な地域でサービスを受けられない地域 <ul style="list-style-type: none"> いの町、仁淀川町など ●都市部に比べて高い入所率 <ul style="list-style-type: none"> 都市部(高知市):周辺部(高知市以外)=1:1, 55 	<ul style="list-style-type: none"> ●県独自の補助制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域小規模拠点事業所支援事業 送迎付きサービス事業を行う事業への助成 <ul style="list-style-type: none"> H21 1ヶ所(大豊町) ●国への要望等 <ul style="list-style-type: none"> 利用者の少ない中山間地域においてもサービス事業所が育ち、事業継続ができる支援策の実施を要望 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者の採算性 <ul style="list-style-type: none"> 障害特性に応じて様々な福祉サービスを利用したい方がいるが、その人数が少ないため、現行の日額報酬では、事業所の運営が成り立たない。 ●利用者の交通手段 <ul style="list-style-type: none"> 自宅から事業所まで違う交通手段も乏しいため、障害者が住み慣れた地域での生活を望んでも十分実現できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域における支援拠点の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・送迎付きサービス事業を行なう事業への助成の継続 ・小規模多機能型事業所の実施促進 ・あつたかふれあいセンターの活用 ・国に対する報酬の「特別地域加算」の要望の継続 		中山間地域小規模拠点事業所支援事業を活用した中山間地域におけるサービス拠点の整備				県内どこでも身近な地域でサービスが受けられるようにする	高齢者、子ども、障害者など全ての県民が、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら暮らすことができる「高知型福祉」の実現
障害者自立支援事業費		<p>34市町村のうち、障害者施設が1箇所以下の町村は17町村(50%)</p> <p>例 ■ 障害者施設等がない地域(9町村) □ 1箇所のみの地域(8町村)</p> <p>●現在、強度行動障害者の入所施設は、県内に2施設のみ。南海学園、おおなろ園</p> <p>●強度行動障害者には、施設入所の場合必要な加算があるが、短期入所の場合は十分な加算ではない。</p> <p>施設入所12,980円/日(区分A) (基本8,170円、加算4,810円)</p> <p>△ 大きな差</p> <p>短期入所8,070円/日(区分B) (基本7,570円、加算500円)</p>	<p>障害者施設の設置状況(H22.7現在)</p> <p>●强度行動障害者には、施設入所の場合必要な加算があるが、短期入所の場合は十分な加算ではない。</p> <p>●强度行動障害者は、短期入所サービスを提供した施設に対して、県独自自助成を市町村とともに行う。</p> <p>補助の目的 <ul style="list-style-type: none"> ①短期入所施設の受け入れ体制を確保 ②在宅の強度行動障害者に適切な支援を提供 ③家族の負担の軽減 </p>	<p>●强度行動障害者短期入所支援事業費補助金を活用した强度行動障害者への支援</p> <p>・受入れが可能な施設の拡大に向けて施設や市町村と協議</p> <p>・県独自加算における强度行動障害の要件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> (例1)国:行動障害の内容が20点以上 県:行動関連項目42点以上で5,650円/日 (例2)国:行動改善室、観察室等は必要 県:行動改善室、観察室等は不要 </p> <p>・强度行動障害者の短期入所に係る加算の充実を国に要望</p>							在宅の強度行動障害者が、施設入所者と同様の支援を受けながら、安心して地域で生活ができるようにする。	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

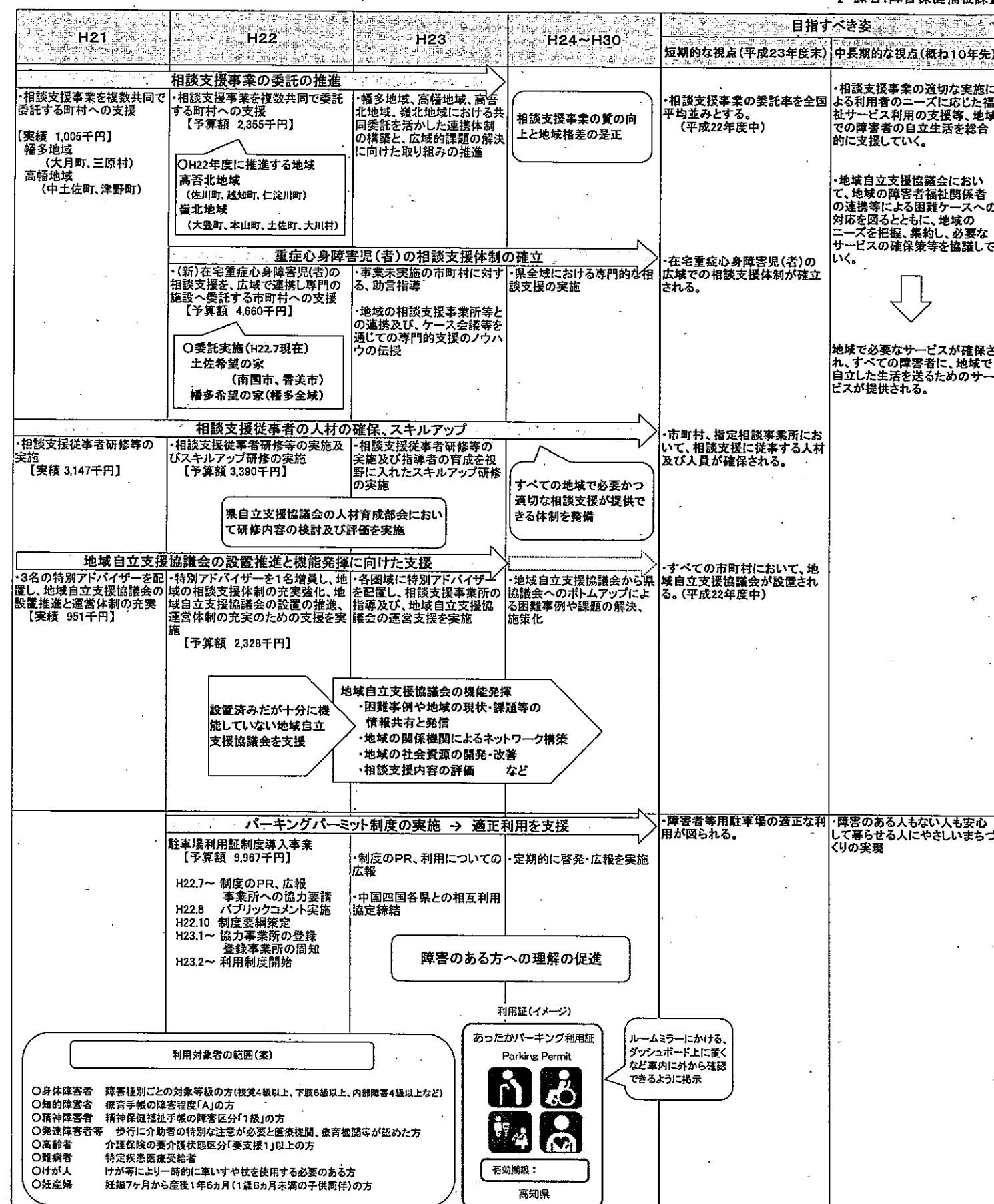
【課名:障害保健福祉課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった できなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかった できなかつたのか)	対象者 区分	年齢	目標すべき姿				
							H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)
事業名											
障害者自立支援 対策臨時特例基 金事業費(障害 者一般就労移行 等促進事業費補 助金、相談支援 に関する事業分 を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ●新体系事業への移行状況 (H22.4.1現在) <ul style="list-style-type: none"> ・入所施設 11.1% (34.3%) ・通所施設 52.5% (53.5%) ・全体 32.9% (45.4%) ※()は、H21.10の全国平均 ※新体系事業への移行が、全国平均と比べて少ない (特に入所施設) ・新体系移行支援事業 新体系に直ちに移行できない小規模作業所に経過措置として定額(110万円)を助成(9作業所に助成し、うち6作業所が新体系に移行) ・基盤整備事業 新体系への移行に伴い必要となる施設の改修等の経費に対する助成(32施設) ・移行時運営安定化事業 (H21.7～) 新体系移行の前月の報酬単価の10割を保障 ※基金残高:約19億円 (H21.7補正後) 	<ul style="list-style-type: none"> ●基金を活用した取組み 障害者自立支援対策臨時特例基金を活用し、事業所の運営の安定化や新法への円滑な移行等を図るための特別対策事業を実施 <主な事業(H20～)> <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営円滑化事業 法施行前の報酬単価の9割を保障(45施設) ・新体系移行支援事業 新体系に直ちに移行できない小規模作業所に経過措置として定額(110万円)を助成(9作業所に助成し、うち6作業所が新体系に移行) ・基盤整備事業 新体系への移行に伴い必要となる施設の改修等の経費に対する助成(32施設) ・移行時運営安定化事業 (H21.7～) 新体系移行の前月の報酬単価の10割を保障 ●新政権の「障害者自立支援法廃止」方針による、新体系移行の躊躇 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者の運営の安定性 ・新体系事業へ移行した場合、旧法施設に比べて、事業所が受ける報酬が減少 ・事業者の安定的な運営の確保 ・新体系事業への移行を支援 	障 害 者	18 歳 以 上	<p>基金事業を活用し、新体系への円滑な移行を支援</p> <p>●基金を活用した事業所への支援 <決算:503,458千円> ・事業運営安定化事業(9割保障) 97,947千円 ・通所サービス 76,160千円 ・移行時運営安定化事業(10割保障) 1,276千円 ・基盤整備事業 145,256千円(17事業所) ・福祉・介護人材の処遇改善事業 335,856千円</p> <p>旧法施設の事情に対応した個別的な支援</p> <p>●各施設と新体系移行について協議(事業体系、スケジュール等)</p> <p>●旧法施設へのアンケート、ヒアリングの実施(8月頃～) ↓ 施設改修など、新体系移行に必要な事業などを予算要求</p> <p>●国の動き ・21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置 ・22年1月に「障がい者制度改革推進会議」を設置</p> <p>●県からの提言 (21年8・10月) ・利用者負担を応能負担とすること ・発達障害を障害福祉サービスの対象とすること ・GH、CH利用者に対する家賃などの助成の新設</p> <p>●県からの提言(政府要望) H22.5月 ・障害程度区分の見直し ・GH、CH利用者に対する家賃の助成 ・事業所の固定経費は月額制にするなど報酬の見直し ・9割保障や10割保障を当分の間継続する、送迎サービスへの支援を恒久的な制度とするなど</p>	<p>●「残り12億円余り」の基金を活用し、基盤整備事業などを更なる活用</p> <p>9割保障、10割保障を継続することなど、事業運営の安定化に資する事業(基金)の継続や恒久化に提言</p> <p>新体系事業への移行が完了 (H24.3)</p> <p>H25.8 施行</p> <p>◆「障害者総合福祉法」(仮称)のため、第一次意見に沿って必要な検討 ◆スケジュール ・H24年通常国会に法案提出 ・H25.8月までの施行</p>	<p>・障害福祉計画の目標の達成</p> <p>・新体系事業への移行完了</p>	県内で必要なサービスが受けられる体制の確保		
(2)施設サービスの充実 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震化が完了している入所型施設 86.7% (26/30施設) (H22.4.1現在) ●国の交付金を財源に社会福祉施設等耐震化等特例基金の設置(H21.10) 3,277,860千円 	<ul style="list-style-type: none"> ●国が施設整備補助金を活用し、順次改築を進めてきた ●国の交付金を財源に社会福祉施設等耐震化等特例基金の設置(H21.10) 3,277,860千円 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設整備には、施設側の多大な財政負担を伴うため、改築が進まない状況 ・新体系移行への躊躇 ・自立支援法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●基金を活用した耐震化整備の実施 H22・23年度に8施設の耐震化整備を実施 (S56以降建築でも、老朽化している施設は整備していく) 	障 害 児 ・ 者	全 年 齢	<p>●社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置 (積立額3,277,860千円)</p> <p>・法人にも県にも財政的に有利な基金を活用し、老朽化している施設は改築、改修していく方針で施設側と協議</p> <p>※高知ハピリテーリングセンター(S55建築)の改築(既存の補助事業を活用)</p>	<p>耐震化整備(改築、改修)</p> <p>●耐震化整備 3施設 (予算額668,850千円) ・わかぎ寮(S61建) ・大方生華園(S55建) ・宿毛育成園(S59建)</p> <p>※9月補正(予定) ・せせらぎ園(S61建)</p> <p>※小高坂更生センター(S41～44建)の改築(既存の補助事業を活用)</p>	<p>●耐震化整備 4施設 (S54建) ・かがみの育成園(S49建) ・おおなろ園(S60建) ・むろと・はまゆう園(S62建)</p> <p>△安芸療護園(改修を検討中)</p>	<p>入所型施設は耐震化が完了</p>	入所型施設の耐震化整備の完了

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:障害保健福祉課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたかでなかつたか)	からの対策
区分	年齢			
2 地域における相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・55歳未満の障害者手帳所持者数 19,309人 (H22.3.31現在) ・相談支援事業利用者数 5,055人 (H21年度実績) ・障害福祉サービス利用者数 4,679人 (H21.7月現在) ・市町村の相談支援支援体制 直営 16市町村(47%) 委託 18市町村(53%) (委託には直+委合む) (H22.6月現在) ※全国の委託率77% (H21.4月現在) ・障害者施設の設置状況 障害者施設がない 市町村.....9町村 障害者施設が1箇所 の市町村.....8町村 相談支援事業所がない市町村...19市町村 (H22.6月現在) ・相談支援従事者研修修了者 初任者研修 177人 現任者 95人 (H18~H21) ・地域自立支援協議会設置率 高知県 82% (H22.6) 全国 79% (H21.4) ・障害者等用駐車区画に、利用の対象とならない人が駐車をしている ・駐車場管理者は、駐車している車両を見ただけで適正な利用をしているかどうかを判断することは困難(注意できない) 	<p>H19,H20年度には、H18年度まで県が地域の知的障害者支援を委託していた施設にアドバイザーを配置し、市町村の相談支援体制の機能強化のための支援及び広域的な課題に向けた指導、調整等を実施。</p> <p>H20年度～、3名の特別アドバイザーを配置し、市町村の相談支援事業への助言・指導、地域自立支援会議の立ち上げ、運営を支援</p> <p>H21年度～ 小規模町村が共同で相談支援事業を委託する場合に助成をし、相談支援事業の委託を推進 (H21補助実績) 高幡 2町村 600千円 幡多 2町村 405千円</p> <p>◆専門の相談員を配置した相談支援事業所への業務委託が望ましいが、進んでいない</p> <p>◆市町村には、重症心身障害児(者)の相談支援のノウハウがない</p> <p>◆ケアマネジメント力のある専門員が不足している また、専門員を配置した相談支援事業所が少ない</p> <p>◆地域自立支援協議会の設置が進まず、設置されていても運営体制が不十分で、社会資源の開発、サービス提供体制確保の取組みにつながっていない</p> <p>※ 相談支援体制が不十分なため、市町村によって、障害のある人のニーズの把握や相談支援に差が生じている。 ※ 障害のある人が、地域で必要なサービスを受けられていない</p> <p>なし</p>	<p>今までなぜ上手く進まなかつたかでなかつたか</p> <p>◆複数市町村での相談支援事業の委託の推進など、地域の実情を踏まえた戦略的な相談支援体制の整備</p> <p>◆在宅重症心身障害児(者)相談支援体制の確立</p> <p>在宅の重症心身障害児(者)数 約130人</p> <p>◆人材育成部会による研修内容の検討及び専門員の計画的な養成</p> <p>◆専門員を配置した相談支援事業所の確保</p> <p>◆地域の障害福祉関係者の連携やサービスの開発・改善を協議する地域自立支援協議会の全市町村での設置と内容の充実</p> <p>地域自立支援協議会 未設置(H22.7現在) 6市町村</p> <p>土佐市、仁淀川町、須崎市 四万十市、大月町、三原村</p> <p>◆障害者等用駐車場の適正利用に関する普及啓発が十分でない</p> <p>◆障害者等用駐車場の適正利用を促進する仕組みが必要</p>	<p>このからの対策</p>
(1)相談支援体制の充実 相談支援事業費 障害者自立支援対策臨時特例基金事業費(相談支援に関する事業分)				
(2)社会参加の支援 障害者福祉思想普及啓発事業費				
<p>○先行実施都道府県 13県3市(H22.4現在)</p> <p>岩手県(H22.4) 山形県(H19.6) 福島県(H21.7) 栃木県(H20.9) 群馬県(H21.8) 福井県(H19.10) 鳥取県(H21.10) 島根県(H20.12) 徳島県(H21.7)</p> <p>○平成22年度中に開始 静岡県、岡山県、山口県、愛媛県</p>		<p>障害者等用駐車場利用証交付制度(パーキングパーミット)の実施</p> <p>駐車(駐車時に利用証を提示)</p> <p>こうちあつたかパーキング制度 (仮称)</p>		



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障礙保健福祉課】

※事業の対象者がある場合には、その対象となる区分(〇〇障害者、乳幼児等)や対象年齢を記してください。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策 区分	対象者 区分	目標すべき姿																																						
							年齢	H21	H22	H23	H24～H30																																		
4 早期発見・早期療育の支援	(1)発達障害者支援の推進 発達障害者支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害者支援センターの実績 (H21) <p>【診断名別の対象者(実人数)】</p> <table border="1"> <tr><td>・自閉症</td><td>299人</td></tr> <tr><td>・広汎性発達障害</td><td>136人</td></tr> <tr><td>・AD/HD</td><td>59人</td></tr> <tr><td>・LD</td><td>14人</td></tr> <tr><td>・その他</td><td>3人</td></tr> <tr><td>・不明</td><td>86人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>597人</td></tr> </table> <p>◆年齢別 0歳～6歳児(乳幼児) 244人 7歳～12歳児(小学生) 201人 0歳～12歳で全体の75%</p> <p>◆市町村別 高知市が全体の60%</p> <p>【診療件数(外来利用者)】</p> <table border="1"> <tr><td>・精神科</td><td></td></tr> <tr><td>　・自閉症スペクトラム</td><td>2,087</td></tr> <tr><td>　・ADHD</td><td>1,514</td></tr> <tr><td>　・学習障害(LD)</td><td>66</td></tr> <tr><td>　・その他</td><td>719</td></tr> <tr><td>・小児科</td><td></td></tr> <tr><td>　・自閉症スペクトラム</td><td>615</td></tr> <tr><td>　・ADHD</td><td>243</td></tr> <tr><td>　・学習障害(LD)</td><td>29</td></tr> <tr><td>　・その他</td><td>301</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,574</td></tr> </table> <p>小中学校児童・生徒の約4.5%に何らかの発達障害がある可能性 (H20年県教育委員会調査)</p> <p>●国の動向 ・発達障害者支援法(H17.4～)</p> <p>・「発達障害が障害者自立支援法の対象となる」旨の改正法案が国会に上程(H21.3) → 衆議院解散により廃案</p> <p>・H22.1厚生労働省通知 「発達障害者については、知的障害の有無によらず、精神保健福祉法に定義される精神障害者として、障害者自立支援法における障害者の定義に含まれており、各種サービスの対象となる」</p> <p>※ 残された課題 知的障害を伴わない発達障害児は、児童福祉法のサービス対象でない → 部長が厚生労働省へ要望</p>	・自閉症	299人	・広汎性発達障害	136人	・AD/HD	59人	・LD	14人	・その他	3人	・不明	86人	合計	597人	・精神科		・自閉症スペクトラム	2,087	・ADHD	1,514	・学習障害(LD)	66	・その他	719	・小児科		・自閉症スペクトラム	615	・ADHD	243	・学習障害(LD)	29	・その他	301	合計	5,574	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害者支援センターに精神科常勤医師の配置(H11～) <p>【発達障害児・者支援体制整備検討委員会のまとめ(H17.11～H19.12)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児の早期発見とその後のフォローアップ体制の構築 ・ライフステージに応じた「個別支援計画」の作成 ・就労・生活面における支援方法の確立等 <p>●発達障害者支援センターの設置 (H18～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇精神科医師 1名 ◇ソーシャルワーカー 2名 ◇心理判定員 5名 ◇教員 1名 ◇保育士 7名 <p>・全国トップレベルの充実した体制 ・H22は、更に2名の増員</p> <p>●発達障害を診断できる医療機関(医師)が少ない。(初診の予約が2～3ヶ月先になる。) また、発達障害支援のスキルは発達障害センターにあるが、市町村保健師に十分普及していない。</p> <p>【普及・啓発・研修活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステップアップセミナー 10回 360人参加 ・発達障害啓発セミナー 2回 622人 ・実践報告会 & とく会 1回 101人 ・発達支援部主催による研修会 (上記以外) 13回 1083人 ・各機関の依頼による研修会 (上記以外) 48回 1325人 <p>●発達障害サービス事業所における発達障害者への理解の促進、支援方法の普及が必要。</p> <p>①貫した支援のための「個別支援計画」の作成</p> <p>②就労移行支援事業所等に発達障害者に対する就労支援のノウハウの蓄積がない。</p> <p>※①②は香美市に委託、③は障害福祉サービス事業所に委託</p> <p>●高知発達障害研究プロジェクト (H20～)</p> <p>・高知大学医学部・教育学部と県発達障害センターとの連携</p>	<p>①発達障害が疑われる乳幼児に対する身近な療育支援の場の確保が必要。</p> <p>②香美市での早期発見・早期療育の取り組みの成果を他の市町村や地域に展開し、身近な地域で必要な療育支援が受けられるようする。</p> <p>早期発見・早期療育の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児健診におけるチェックリストの活用 ②親カウンセリング ③早期療育親子教室 <p>・全国トップレベルの専門家が作成 ・全国に発信できる先進的な取組み ・視線や表情、呼びかけへの反応などを比較。</p> <p>②早期発見のポイントについて、視覚的教材を用いて、乳幼児健診に従事している小児科医や市町村保健師等への研修を実施していく。</p> <p>③具体的に個別支援計画を使う場面を増やし、実際の支援場面や支援会議で活用。</p> <p>④サービス管理責任者研修や、相談支援従事者研修等に、発達障害に対する理解を深めるメニューを追加し、適切なサービスを確保。 特に、就労移行支援事業所等を対象に、発達障害の特性を理解させるための研修会を開催</p> <p>⑤発達障害児を受入れ可能な短期入所事業所や児童デイサービス事業所が少ない。</p> <p>●障害福祉サービス事業所等を対象に、発達障害の特性を理解させるための研修会を開催</p> <p>●小規模多機能型基準該当(規制緩和された国の制度)を活用した児童デイサービス事業所の設置。 併せて、発達障害に理解を有する人材の育成や研修等を実施</p>	全年齢	H21	H22	H23	H24～H30
・自閉症	299人																																												
・広汎性発達障害	136人																																												
・AD/HD	59人																																												
・LD	14人																																												
・その他	3人																																												
・不明	86人																																												
合計	597人																																												
・精神科																																													
・自閉症スペクトラム	2,087																																												
・ADHD	1,514																																												
・学習障害(LD)	66																																												
・その他	719																																												
・小児科																																													
・自閉症スペクトラム	615																																												
・ADHD	243																																												
・学習障害(LD)	29																																												
・その他	301																																												
合計	5,574																																												
							短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)																																					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何を取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今まで上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策 区分 年齢	対象者					短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)	目指すべき姿
							H21	H22	H23	H24～H30			
(2) 療育機能の充実 障害児・者支援体制整備事業費	療育福祉センターの今後のあり方の検討												
1 診療所部門	◆外来患者数 ・精神科 (常勤医師H11～1名) H18: 2,484人⇒H21: 4,941人 ・整形外科 (常勤医師 H18: 2名→H21: 1名) H18: 1,775人⇒H21: 1,619人 ※21年度から常勤医師が不在 ・小児科 (常勤医師 H18: 0名→H21: 1名) H18: 240人⇒H21: 3,742人	・精神科の非常勤医師の確保 (2名) ・常勤の小児科医師の確保 ・岡山大学への医師(整形外科)派遣の依頼 ・高知大学から非常勤医師(整形外科)を確保	・精神科医外來患者数の増大 慢性的に診療等の予約が取り難い状況) ・精神科医について、高知大学との連携を深め、医師の育成等を図る ・整形外科医師について、岡山大学からの医師派遣の要請を続ける (H24年4月に開設する高知医療センター精神科の医師の確保に向けた連携)	・精神科医について、高知大学との連携を深め、医師の育成等を図る ・整形外科医師について、岡山大学からの医師派遣の要請を続ける (H24年4月に開設する高知医療センター精神科の医師の確保に向けた連携)							・精神科の常勤医師の確保 ・小児整形外科医の確保	・持続可能な専門医師確保の仕組みの整備	
◆入院児童数(有床診療所転換後) H21.4.1 6人 H22.4.1 9人	・整形外科医師の退職により、病院から19床の有床診療所に転換(H21.4)	・地域の医療機関と連携した取り組みが必要	・地域の医療機関と連携を図り、より身近な地域で専門的な治療や訓練が受けられるような体制の整備に取り組む										
◆短期入所者数 契約児数(各年度末現在)、 ()は1日当たり平均利用者数 H18 11人(1日平均3.6人) H19 12人(1日平均3.3人) H20 17人(1日平均3.9人) H21 32人(1日平均5.7人)	【増加要因】 H21.7～空床利用開始など												
2 障害児施設等部門	○施設の利用者数 ◆難聴児通園施設 契約児数(各年度末現在)、 ()は1日当たり平均利用者数 H18 13人(1日平均 2.3人) H19 12人(1日平均 1.6人) H20 17人(1日平均 1.9人) H21 17人(1日平均 2.1人)	・国の障害児支援施策の見直しに合わせて、センターの障害児施設等を一體的に見直す必要	・国の障害児支援施策の見直しに合わせて、センターの障害児施設等を一體的に見直す必要	・地域(遠隔地)の障害児に対する療育支援体制を整備する必要	・地域の施設等への指導等を行いながら、より身近な地域で専門的な支援が受けられるような体制の整備に取り組む(間接支援の取り組みの充実・強化)	障害児							
◆肢体不自由児通園施設 契約児数(各年度末現在)、 ()は1日当たり平均利用者数 H21.7 2人(1日平均 0.3人) H22.4 8人(1日平均 0.9人) H22.7 8人(1日平均 0.7人)	・療育福祉センターの今後のあり方を考える会で検討し、入所機能を見直して肢体不自由児通園施設に転換(H21.4.1)	・発達障害児への療育支援を充実・強化するため、「発達障害者支援センター」を設置(H18年度) ・併せて、児童デイサービス(自閉症児通園)を開始	【療育福祉センターと中央児相の共通課題】 1 障害のボーダレス化等への対応 2 医療との連携と専門医の確保 3 県の役割の変化と専門性の確保 4 児童デイサービスの実行化	【機関のより良いあり方の検討】 保護者や社会福祉事業者、有識者等を委員とする「考える会」を設置し、両機関の今後の「ありたい姿」を検討する。(委員15名)									
◆児童デイサービス 契約児数(各年度末現在)、 ()は1日当たり平均利用者数 H18 70人(1日平均 4.1人) H19 80人(1日平均 5.9人) H20 96人(1日平均 5.9人) H21 95人(1日平均 6.0人)													
3 相談支援部門	◆相談受付件数(年間) H18 934件 H19 1,185件 H20 1,123件 H21 1,182件	・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、中央児童相談所の障害児部門を統合してセンター化し、障害に関する総合的、専門的な相談支援機能を持つ機関とした(H11年度)	(療育センター) ・障害と虐待等が重複するケースへの対応(児相との連携)が十分にできているとはいえない ・総合的、専門的な相談支援機能が十分に発揮できていない ・身近な地域において専門的な相談支援等が受けられる体制の整備が求められている ・その他の専門職(特に心理判定員)の確保	【療育福祉センター】 ・中央児童相談所とのより良い連携のあり方(検討) ・障害のある人の児者一貫した支援のあり方(検討) ・市町村や地域の施設等への指導等を行い、より身近な地域で相談支援が受けられるような体制の整備を図る(間接支援の取り組みの充実・強化) ・心理判定員等、専門職の確保を図る									
◆身更相判定件数(年間) H18 2,384件 H19 2,021件 H20 2,052件 H21 2,236件													
◆知更相判定件数(年間) H18 482件 H19 188件 H20 200件 H21 216件													
4 その他	・施設の老朽化 本館:S49年度建 その他:S40～S56年度建	・老朽化、耐震化への対応	・機能等の見直しに合わせ、施設整備(建て替え)を行う										

